

使用開始日：2015.07.08

## アムンディ・リそな米国ハイ・イールド債券ファンド

米ドルコース

豪ドルコース

ブラジルリアルコース

中国元コース

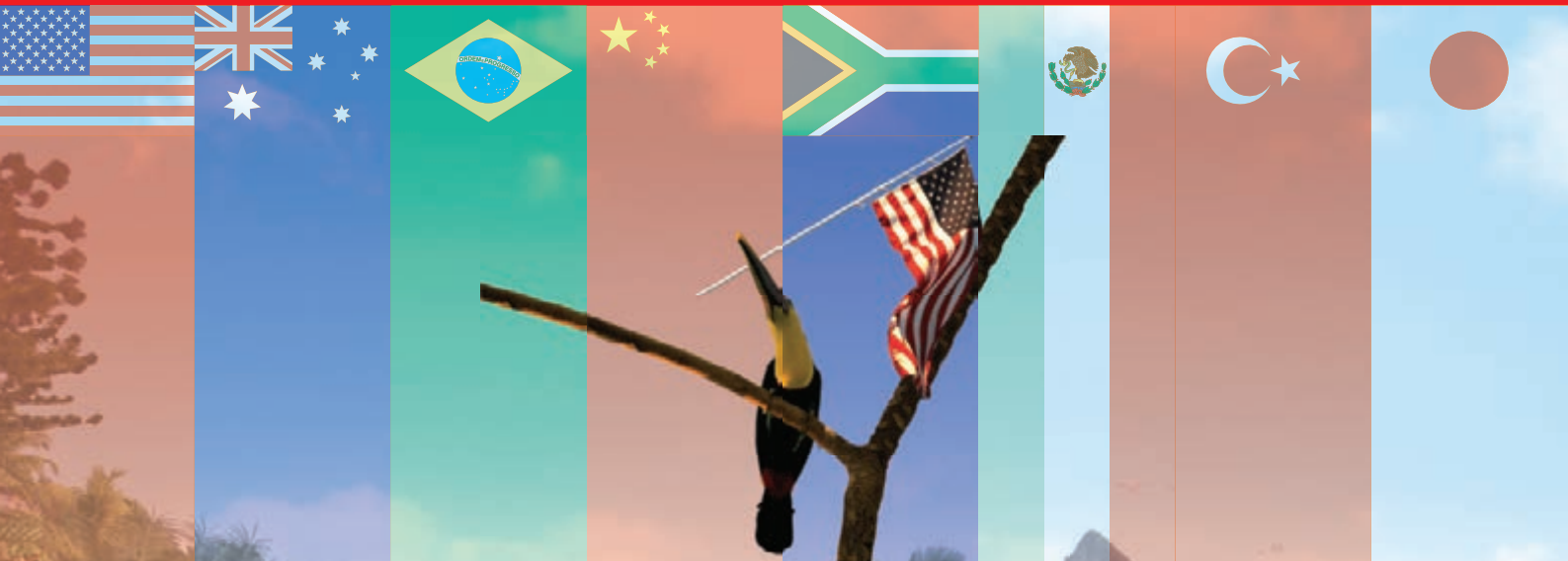
南アフリカランドコース

メキシコペソコース

トルコリラコース

円コース

追加型投信 / 海外 / 債券



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・リそな米国ハイ・イールド債券ファンド「米ドルコース」、「豪ドルコース」、「ブラジルリアルコース」、「中国元コース」、「南アフリカランドコース」、「メキシコペソコース」、「トルコリラコース」、「円コース」の受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成27年1月8日に関東財務局長に提出しており、平成27年1月9日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

### ファンドの商品分類および属性区分

| 商品分類    |        |                   | 属性区分                       |          |        |              |                                       |
|---------|--------|-------------------|----------------------------|----------|--------|--------------|---------------------------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                     | 決算頻度     | 投資対象地域 | 投資形態         | 為替ヘッジ                                 |
| 追加型     | 海外     | 債券                | その他資産(投資信託証券(債券 社債(低格付債))) | 年12回(毎月) | 北米     | ファンド・オブ・ファンズ | <円コース><br>あり(フルヘッジ)<br><円コース以外><br>なし |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

#### ■ 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

アムンディ・ジャパン株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号  
設立年月日：1971年11月22日  
資本金：12億円(2015年3月末現在)  
運用する投資信託財産の合計純資産総額：  
2兆6,028億円(2015年4月末現在)

#### ■ 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社 リそな銀行  
(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

#### ■ <ファンドに関する照会先>

**アムンディ・ジャパン株式会社**  
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)  
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで  
ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## ◎ファンドの目的

各ファンド(8つのコースを総称して「各ファンド」といいます)は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

## ◎ファンドの特色

**1** 各ファンドは、米ドル建のハイイールド債(高利回り債／投機的格付債)を実質的な主要投資対象とします。

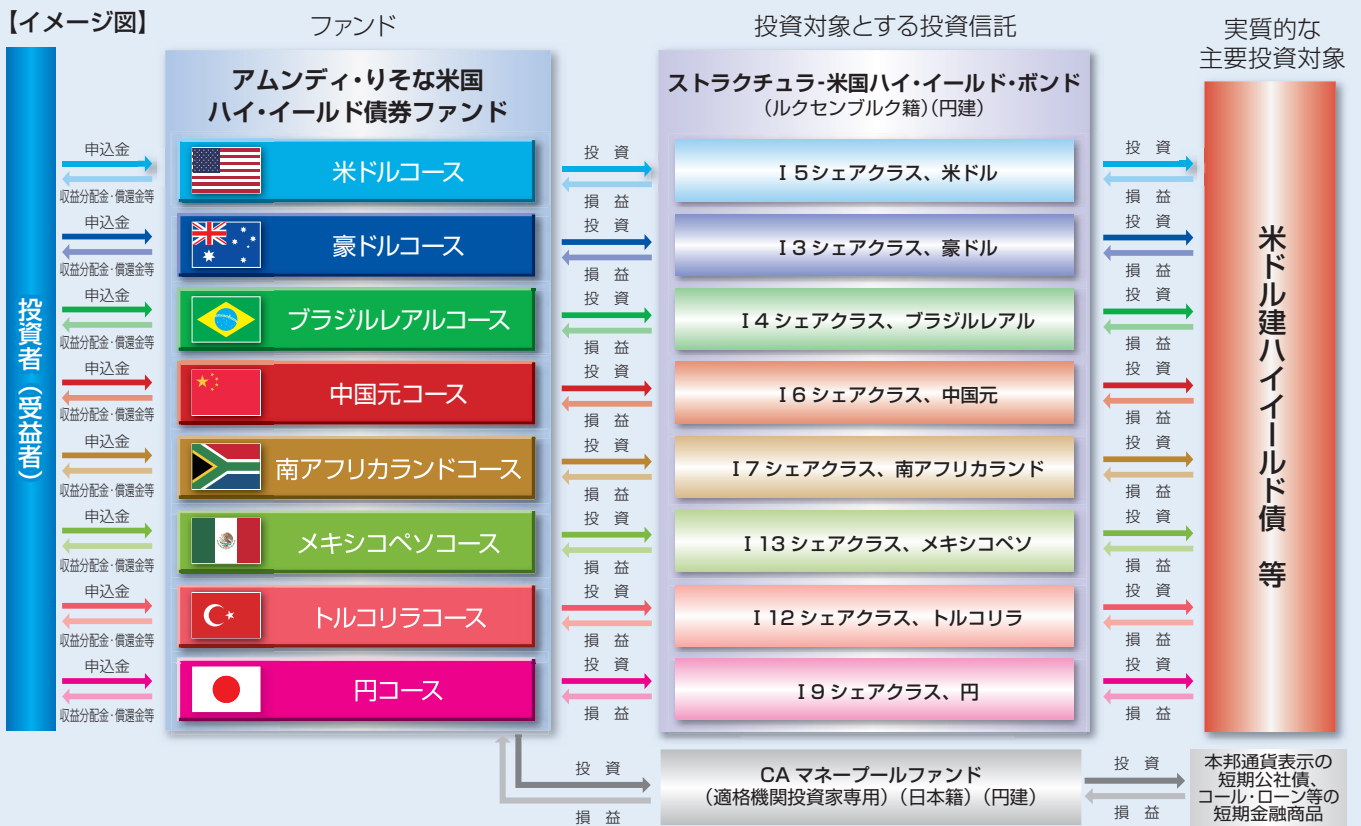
- 各ファンドは、米ドル建のハイイールド債を主要投資対象とする円建の外国籍投資信託「ストラクチャラ-米国ハイイールド・ボンド」と、円建の国内籍投資信託「CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式\*で運用します。

\*ファンド・オブ・ファンズとは複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。投資信託証券を以下「投資信託」と記載します。

- 米ドル建のハイイールド債の運用は、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクが行います。

### ファンドの仕組み

【イメージ図】



\*各ファンドの「ストラクチャラ-米国ハイイールド・ボンド」への投資比率は、原則として90%以上とすることを基本とします。

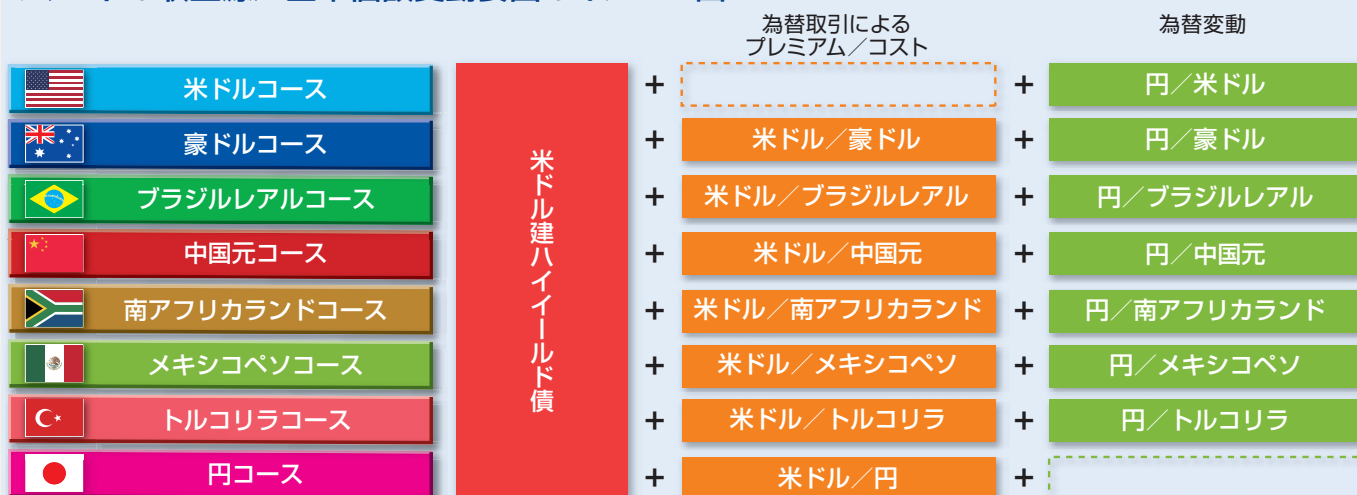
◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

「アムンディ・リそな米国ハイ・イールド債券ファンド」は、投資する外国籍投資信託における為替取引が異なる8つのコースから構成されています。

- 豪ドルコース、ブラジルリアルコース、中国元コース、南アフリカランドコース、メキシコペソコースおよびトルコリラコースでは、米ドル売り／取引対象通貨買いの為替取引を行います。
- 円コースでは、為替変動リスクの低減を目的として、米ドル売り／円買いの為替取引(対円での「為替ヘッジ」といいます)を行います。
- 米ドルコースでは、対円での為替ヘッジを行いません。

\*本書での「取引対象通貨」は、「豪ドル」、「ブラジルリアル」、「中国元」、「南アフリカランド」、「メキシコペソ」、「トルコリラ」、「円」を指します。

### ファンドの収益源／基準価額変動要因のイメージ図



\*円コースでは、対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける可能性があります。

円コース以外の為替取引が異なるコースでは、為替取引を行う際に外国籍投資信託が保有する米ドル建資産額と為替取引額を一致させることができないため、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。

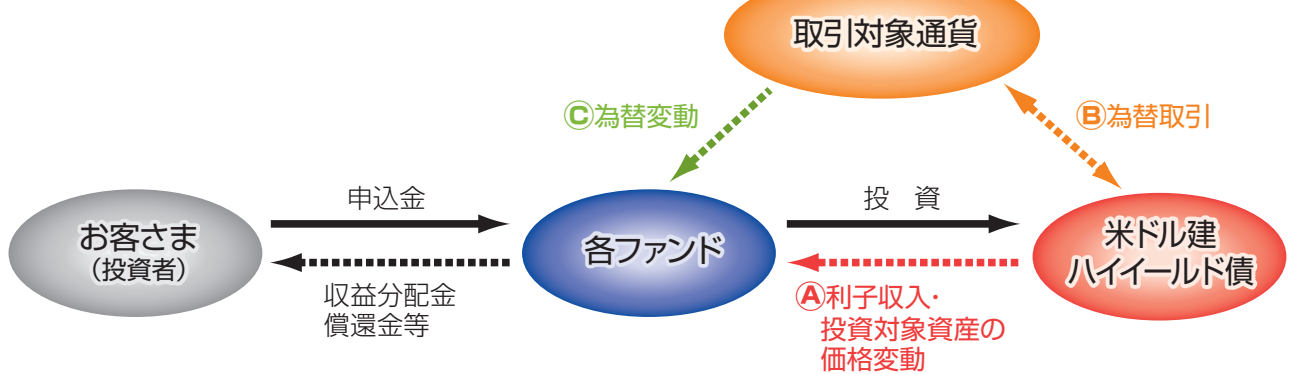
\*米ドルコースでは、原則として対円での為替ヘッジを行わないため、円に対する米ドルの為替変動の影響を大きく受けます。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 〔通貨選択型投資信託の収益のイメージ〕

- 通貨選択型の投資信託は、株式や債券などの投資対象資産への投資に加えて、為替取引の対象通貨を選択できるように設計された投資信託です。なお、各ファンドの実質的な投資対象資産は、米ドル建ハイイールド債です。

### 〔各ファンドにおけるイメージ図〕



\*取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

- \* 各ファンドは、実際の運用においてはファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
- \* 米ドルコースでは、原則として対円での為替ヘッジを行いません。円コースでは、対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。
- 各ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相应してリスクが内在していることに注意が必要です。



|                | A 米ドル建ハイイールド債  | B 為替取引  | C 為替変動  |
|----------------|--|---|---|
| 収益の源泉          | 利子収入・投資対象資産の値上がり/値下がり  | 為替取引によるプレミアム/コスト  | 為替差益/為替差損   |
| 収益を得られるケース     | <ul style="list-style-type: none"> <li>金利の低下</li> <li>発行体の信用状況の改善</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>取引対象通貨の短期金利 &gt; 米ドルの短期金利</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>円に対して取引対象通貨高</li> <li>円に対して米ドル高 (米ドルコースの場合)</li> </ul> |
| 損失やコストが発生するケース | <ul style="list-style-type: none"> <li>金利の上昇</li> <li>発行体の信用状況の悪化</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>取引対象通貨の短期金利 &lt; 米ドルの短期金利</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>円に対して取引対象通貨安</li> <li>円に対して米ドル安 (米ドルコースの場合)</li> </ul> |
|                |  | *米ドルコースを除きます* <sup>1</sup> 。  | *円コースを除きます* <sup>2</sup> 。  |

\*<sup>1</sup> 米ドルコースでは、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

\*<sup>2</sup> 円コースでは、原則として対円での為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける可能性があります。

\* 一部の取引対象通貨については、NDF取引を用いて為替取引を行います。NDF取引による価格は需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から想定される為替取引の価格と大きく乖離し、当該金利差から想定される期待収益性と運用成果が大きく異なる場合があります。

\* 市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

### 3 各ファンドは、毎決算時(原則として毎月8日。休業日の場合は翌営業日とします)に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

#### 〔収益分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

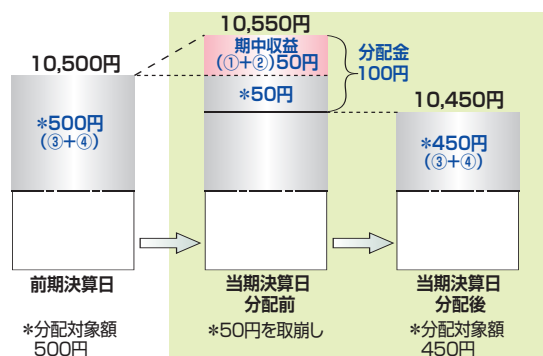
投資信託で分配金が支払われるイメージ



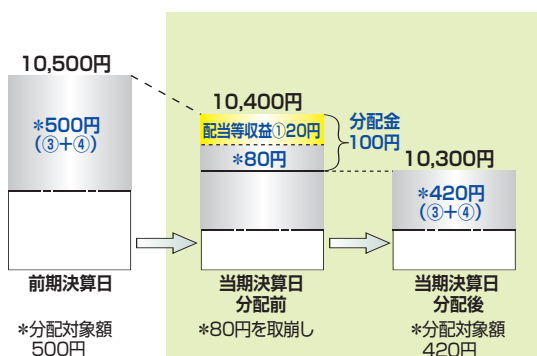
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

#### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

##### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



##### 前期決算日から基準価額が下落した場合

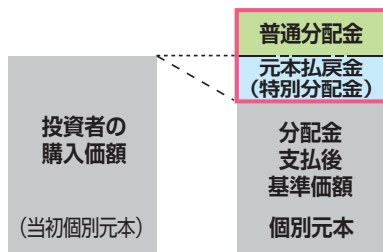


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

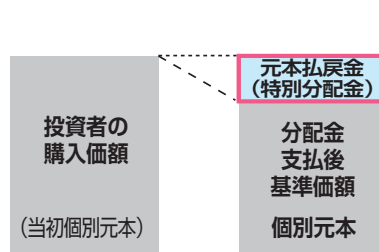
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

### ◎主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます)への直接投資は行いません。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

◆ 資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

収益(リターン)の源泉となる3つのポイント

ポイント1 米ドル建のハイイールド債に投資

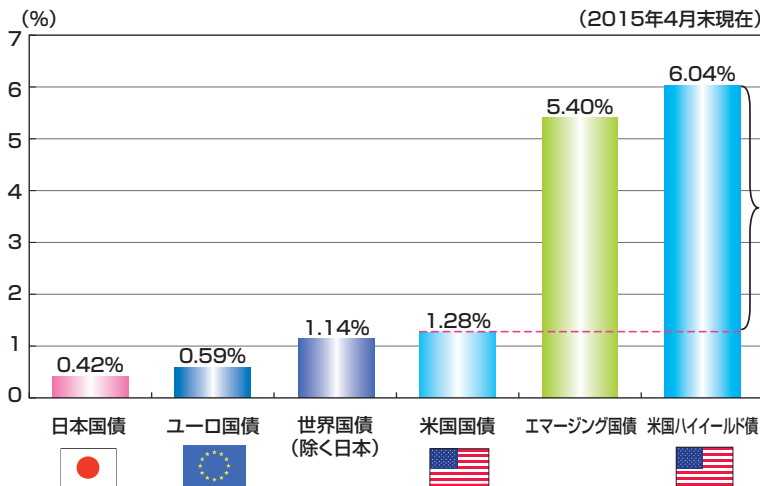
米ドル建のハイイールド債を実質的な主要投資対象とすることで、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指します。

ハイイールド債(高利回り債/投機的格付債)とは…

債券等の格付機関(スタンダード&プアーズ社、ムーディーズ社など)によって格付される債券の信用度でBB格以下に格付されている債券をいいます。投資適格債と比較して信用リスク\*が高い反面、利回りが高い特徴があります。  
\*発行体の財務内容の悪化等により、債券の元金や利金等の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクをいいます。

各債券の利回り比較

米国ハイイールド債は、米国内債や他の国債より高い利回りとなっています。



米国ハイイールド債の  
スプレッド\*  
4.76%

●基準価額の変動要因(一般的なイメージ図)

|              | ハイイールド債の<br>利回り | 発行体の<br>信用格付 |
|--------------|-----------------|--------------|
| 基準価額<br>上昇要因 | 低下              | 上昇           |
| 基準価額<br>下落要因 | 上昇              | 低下           |

\*ハイイールド債は格付が低いため信用リスクが高くなります。

\*スプレッドとは、米国ハイイールド債と米国内債の利回り格差です。小数点以下は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

(出所) ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

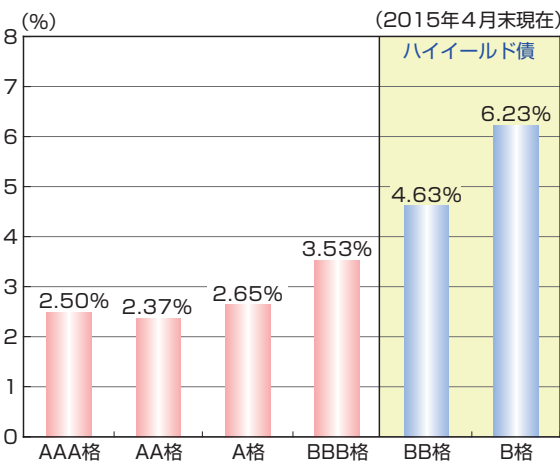
日本国債:シティ日本国債インデックス、米国内債:シティ米国内債インデックス、ユーロ国債:シティユーロ国債インデックス、世界国債(除く日本):シティ世界国債インデックス(除く日本)、米国ハイイールド債:BofAML・USハイ・イールド・マスターII・コンストレイント・インデックス、エマージング国債:JPモルガンEMBIグローバル・ディバースファイド・インデックスの各利回り。

\*BofAMLの各インデックスは、メリルリンチ・ピアース・フェナー・アンド・スミス・インコーポレーテッドが発表しており、著作権はメリルリンチ・ピアース・フェナー・アンド・スミス・インコーポレーテッドに帰属しております。

米国社債 格付別利回り

格付とは…

債券の発行体の信用力や元金の支払能力の安全性などを総合的に分析してランク付けしたものです。



(出所) ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

AAA格~BBB格:BofAML・USコーポレートインデックス、BB格~B格:BofAML・USハイ・イールド・インデックスを使用。

債券の格付と利回り・信用リスクの関係

(2015年4月末現在)

| 信用リスク             | 利回り                                      | スタンダード&プアーズ社 |     | ムーディーズ社 |     |
|-------------------|--|--------------|-----|---------|-----|
|                   |  | 格付           | 利回り | 格付      | 利回り |
| 投資適格債<br>(BBB格以上) | +  | AAA          |     | Aaa     | 1   |
|                   |  | AA           |     | Aa      | 2   |
|                   |  |              |     |         | 3   |
|                   | -  | A            |     | A       | 1   |
|                   |  |              |     |         | 2   |
|                   |  |              |     |         | 3   |
|                   | +  | BBB          |     | Baa     | 1   |
|                   |  |              |     |         | 2   |
|                   |  |              |     |         | 3   |
|                   | ハイイールド債<br>(高利回り債/<br>投機的格付債)<br>(BB格以下) | +            | BB  |         | Ba  |
|                   |  |              |     |         | 2   |
|                   |  |              |     |         | 3   |
| -                 |  | B            |     | B       | 1   |
|                   |  |              |     |         | 2   |
|                   |  |              |     |         | 3   |
| +                 |  | CCC          |     | Caa     | 1   |
|                   |  |              |     |         | 2   |
|                   |  |              |     |         | 3   |
| -                 |  | CC           |     | Ca      |     |
|                   | C  |              | C   |         |     |

各ファンドの  
主要投資対象

(出所) スタンダード&プアーズ社、ムーディーズ社のホームページの情報を基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。スタンダード&プアーズ社のD格は省略。

上記は過去のデータやイメージであり、将来を示唆あるいは保証するものではありません。また、各ファンドの運用実績ではありません。各ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

## ポイント2 為替取引について

各コースにより、為替取引が異なります。

豪ドルコース、ブラジルリアルコース、中国元コース、南アフリカランドコース、メキシコペソコース、トルコリラコースでは、米ドル売り／取引対象通貨買いの為替取引を行います。

円コースでは、対円での為替ヘッジにより米ドル建資産の為替変動リスクの低減を図ります。

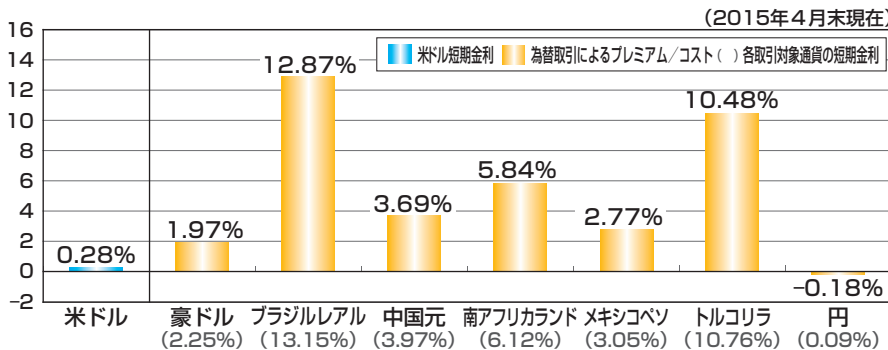
米ドルコースでは対円での為替ヘッジを行いません。

米ドルより金利が高い通貨で為替取引を行う場合はプレミアム（金利差相当分の収益）が期待できます。

反対に、金利が低い通貨で為替取引を行う場合はコスト（金利差相当分の費用）が生じます。

### 為替取引によるプレミアム/コスト

為替取引によるプレミアム/コストは、おおよそ取引対象通貨の短期金利から米ドルの短期金利を引いた値になります。



●基準価額の変動要因（一般的なイメージ図）

| 米ドル短期金利と取引対象通貨の短期金利の関係 |   |
|------------------------|---|
| 基準価額<br>上昇要因           | 米ドル短期金利 < 取引対象通貨短期金利<br>プレミアム(金利差相当分の収益)の獲得 |
| 基準価額<br>下落要因           | 米ドル短期金利 > 取引対象通貨短期金利<br>コスト(金利差相当分の費用)の発生   |

\*当イメージ図は、投資時点における金利差が投資成果に与える影響について説明したものであり、金利差の変動による投資時点以後の基準価額の変動を意味するものではありません。

\*金利が低い通貨で為替取引を行う場合は、コスト（金利差相当分の費用）が生じますので、基準価額の下落要因となります。

\*為替取引によるプレミアム/コストは、おおよそ取引対象通貨の短期金利から米ドルの短期金利を差引いた値で簡便的に計算しています。

(出所) ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

\*小数点以下、四捨五入の関係で各取引対象通貨の短期金利と、為替取引によるプレミアム/コストと米ドルの短期金利合計が一致しない場合があります。各通貨の短期金利 米ドル:3ヵ月LIBOR、豪ドル:3ヵ月BBSW（豪州銀行間取引金利）、ブラジルリアル:3ヵ月CD（譲渡性預金証書）レート、中国元:上海・インターバンク・オフワード・レート3ヵ月、南アフリカランド:ヨハネスブルグ・インターバンク・アグリド・レート3ヵ月、メキシコペソ:T-BILL3ヵ月、トルコリラ:3ヵ月TRLIBOR、円:3ヵ月LIBORより算出。

- 上記金利は、先物為替レート等を概算する際の目安として参照する金利であり、実際に行う為替取引を行う先物為替等の市場値から逆算される金利とは異なる場合があります。したがって上記の2通貨間の金利差から計算される為替取引によるプレミアム/コスト相当値が、実際のファンドで生じる為替取引によるプレミアム/コストと同一になるとは限りません。
- 将来の為替取引によるプレミアム/コストの数値を保証するものではありません。
- 「中国元コース」の為替取引として行うNDF取引（直物為替先渡取引）による価格は、中国元の国内金利と米ドル金利の金利差から想定される為替取引の価格と大きく乖離し、上記の為替取引によるプレミアム/コストとNDF取引により得られる損益とは異なります。
- ブラジルリアルについては、実際に行う為替取引はNDF取引等によって行いますので、当該NDF取引等により逆算されるブラジルリアル金利と上記金利は異なります。

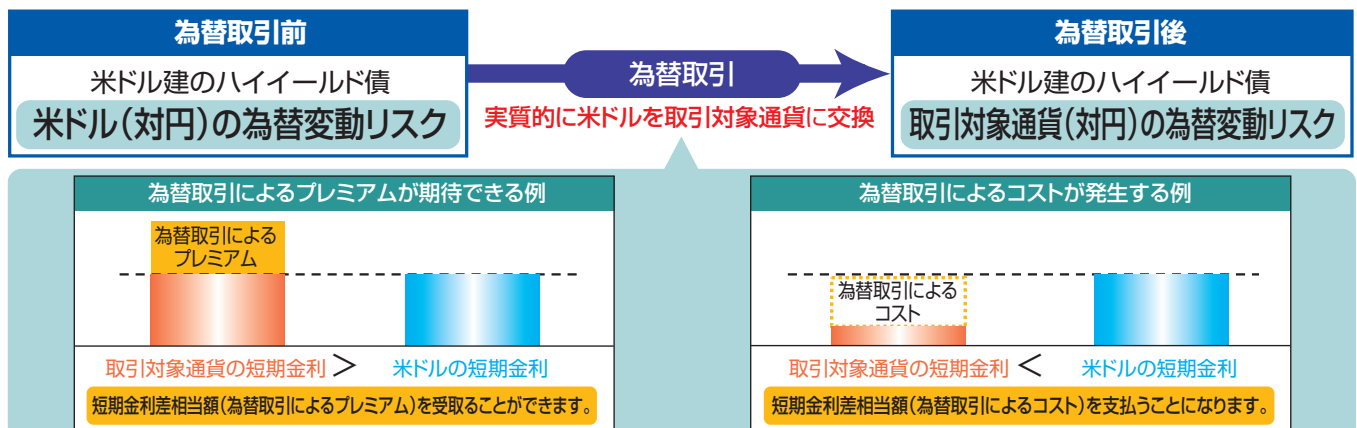
### 為替取引とは、主に為替予約取引等を利用して、実質的な投資対象である通貨を換える手段です。

豪ドルコース、ブラジルリアルコース、中国元コース、南アフリカランドコース、メキシコペソコースおよびトルコリラコースでは、米ドル売り／取引対象通貨買いの為替取引を行います。

為替取引を行うことにより、円に対する取引対象通貨の為替変動の影響を受けます。

「円コース」以外は、米ドルまたは取引対象通貨に対する円での為替ヘッジを行いませんので、ご注意ください。

### 為替取引のイメージ（各ファンドの場合）



為替取引を行う際に、外国籍投資信託が保有する米ドル建資産額と為替取引額を一致させることができないため、米ドルと取引対象通貨の金利差を十分に享受することができない可能性があります。

上記は過去のデータやイメージであり、将来を示唆あるいは保証するものではありません。また、各ファンドの運用実績ではありません。各ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

# 追加的記載事項

## ポイント3 為替差益も期待

為替差益も収益源の一つとなります。米ドルおよび取引対象通貨(円コースを除く)が対円で上昇(円安)した場合、為替差益を得ることができます。反対に、米ドルおよび取引対象通貨(円コースを除く)が対円で下落(円高)した場合、為替差損が発生します。

\* 新興国の通貨は、先進国の通貨と比較して変動幅が大きい傾向があります。

### 為替レート(対円)の推移

#### ■各通貨の対円為替レートの推移(月次)

(2000年1月末～2015年4月末)



●基準価額の変動要因(一般的なイメージ図)

|              | 為替レート(対円)                | 基準価額         | 為替レート(対円)                |
|--------------|--------------------------|--------------|--------------------------|
| 基準価額<br>上昇要因 | 取引対象通貨が<br>対円で上昇<br>(円安) | 基準価額<br>下落要因 | 取引対象通貨が<br>対円で下落<br>(円高) |

(出所) ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

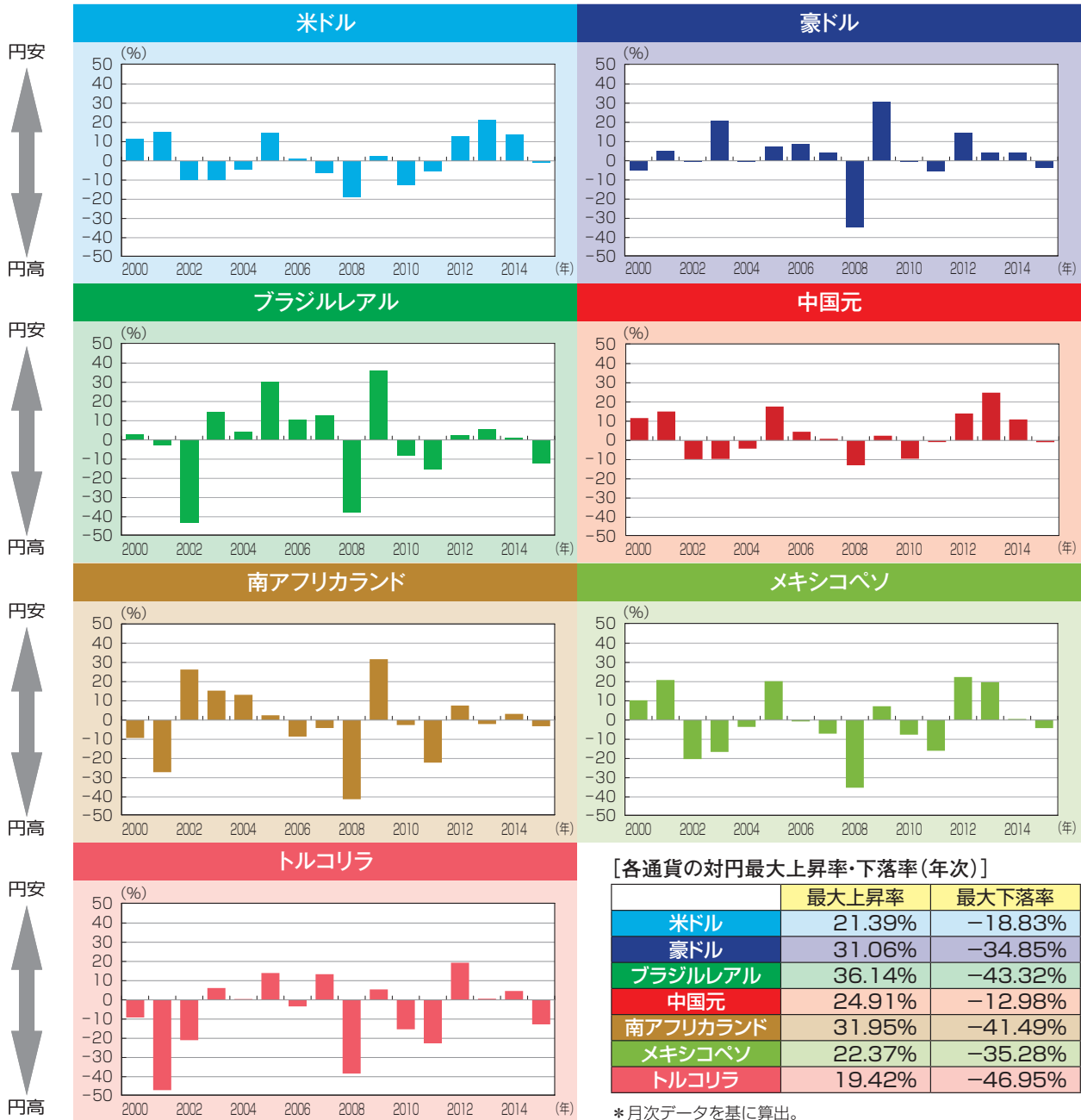
上記は過去のデータやイメージであり、将来を示唆あるいは保証するものではありません。また、各ファンドの運用実績ではありません。各ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。



# 追加的記載事項

## ■各通貨の対円変化率(年次)

(2000年～2015年\*)



(出所) ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

\*月次データを基に算出。  
ただし、2015年は、2014年末と2015年4月末の変化率。

### 留意事項

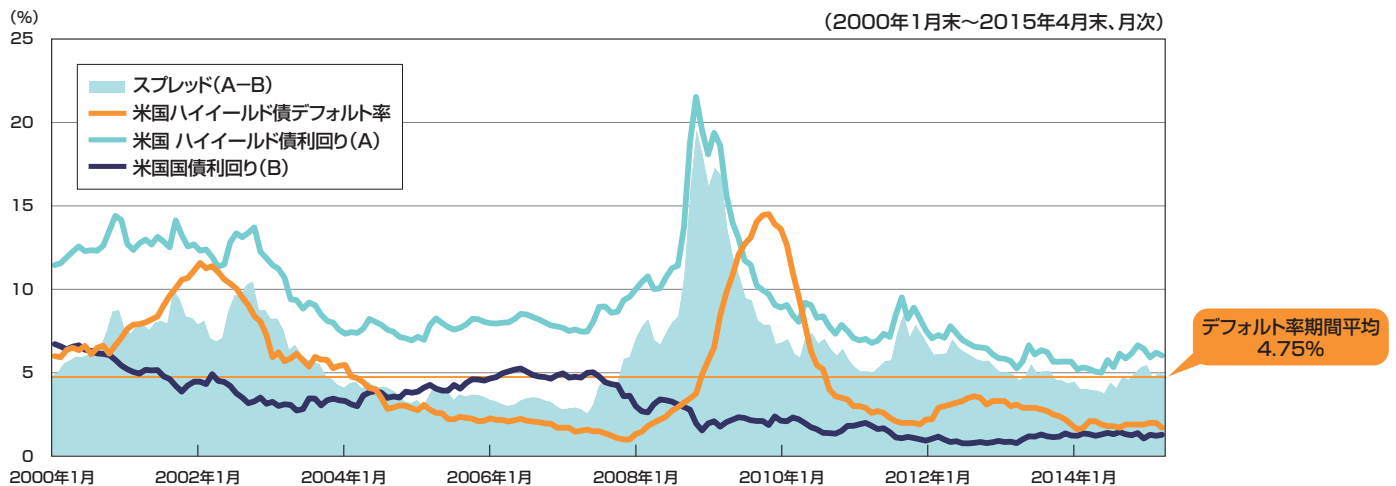
- ・当資料における「為替取引によるプレミアム/コスト」の値は試算であり、実際の為替取引によるプレミアム/コストの値とは異なります。「中国元コース」の為替取引として行うNDF取引(直物為替先渡取引)による価格は、中国元の国内金利と米ドル金利の金利差から想定される為替取引の価格と大きく乖離し、当該金利差から想定される期待収益性と運用成果が大きく異なります。ブラジルレアルについては、実際の為替取引はNDF取引等によって行いますので、当該NDF取引等により逆算されるブラジルレアル金利と当資料記載の金利は異なります。  
また、米ドルの金利が取引対象通貨の金利より高い場合や投資環境等の変化によっては、為替取引によるコストが発生する場合があります。
- ・米ドルコースおよび円コース以外の為替取引が異なるコースでは米ドルに対して取引対象通貨で為替取引を行いますが、実際の運用にあたっては常に米ドル建資産額と為替取引額を一致させることはできません。一致させることができなかった場合、為替取引によるプレミアムを十分に得ることができなかつたり、基準価額が円に対する米ドルの為替レートの変動の影響を受ける可能性があります。
- ・米ドルコースでは、対円での為替ヘッジを行わないため、円に対する米ドルの為替変動の影響を大きく受けます。
- ・各グラフの利回りは市場の利回りであり、各ファンドの分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。また、実際の運用の利回りとは異なります。

上記は過去のデータやイメージであり、将来を示唆あるいは保証するものではありません。また、各ファンドの運用実績ではありません。各ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

## —米国ハイイールド債市場の概況—

2008年の金融危機を受けて、米国ハイイールド債市場のスプレッドは急拡大し、デフォルト率も急上昇しました。その後の世界的な景気対策等により落ち着きを取り戻しました。近年、米国経済の順調な回復や成長にともない、米国企業は収益性の改善と債務の圧縮を進めてきた結果、財務体質が改善しており、2015年4月末現在のデフォルト率は1.70%と当該期間（2000年1月末～2015年4月末）の平均（4.75%）と比べ低い水準にあります。

### 米国ハイイールド債 スプレッド(国債との比較)およびデフォルト率



(出所) ブルームバーグ、ムーディーズ社のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

米国ハイイールド債：BofAML・USハイ・イールド・マスターII・コンストレイント・インデックス、米国国債：シティ米国国債インデックスを使用。

### 用語解説とポイント

- スプレッド：「広がり」「差」を意味します。上記グラフは国債とハイイールド債の流通利回りの差を表しています。金融資産全般に市場環境が悪く、リスク資産に対する選好が弱い場合には、国債に資金が向かい、格付の低いハイイールド債は敬遠される傾向（ハイイールド債の利回りの上昇、あるいは国債の利回りの低下）となり、スプレッドが拡大します。市場環境が回復し、投資家のリスク選好度が増してくると、ハイイールド債等のリスク資産が相対的に選好される傾向（ハイイールド債の利回りの低下、あるいは国債の利回りの上昇）となり、スプレッドが縮小します。

※金利が低下した場合には債券価格は上昇し、金利が上昇した場合には債券価格は下落します。

- デフォルト率：債券の元利金（利金および償還金）の支払ができなくなる銘柄の市場に占める割合のことです。デフォルト率の上昇は企業の資金繰りが悪化、デフォルト率の低下は企業の資金繰りが改善していること等を表しています。

### 米国ハイイールド債 市場規模の推移



(出所) ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

米国ハイイールド債：BofAML・USハイ・イールド・マスターII・コンストレイント・インデックスを使用。

上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

## ■各ファンドが投資対象とする投資信託の概要

| 外国籍投資信託   |  |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
|---|--|---|------------|--|---------------|---|-----------------------------|------------------|---------------------------------|--------------|-----------------------------|-------------------|----------------------------------|------------------|--------------------------------|-----------------|-------------------------------|------------|-----------------------------|
| ファンド名   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド( I5シェアクラス、米ドル)</li> <li>■ ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド( I3シェアクラス、豪ドル)</li> <li>■ ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド( I4シェアクラス、ブラジルリアル)</li> <li>■ ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド( I6シェアクラス、中国元)</li> <li>■ ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド( I7シェアクラス、南アフリカランド)</li> <li>■ ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド( I13シェアクラス、メキシコペソ)</li> <li>■ ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド( I12シェアクラス、トルコリラ)</li> <li>■ ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド( I9シェアクラス、円)</li> </ul>   |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
| <運用の基本方針>   |  |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
| ファンドの形態   | ルクセンブルク籍会社型投資信託(円建)  |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
| ファンドの特色   | 米ドル建のハイイールド債を主要投資対象とし、インカムゲインの確保に加え、中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指して運用を行います。  |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
| 投資方針  | <p>1)投資対象</p> <p>① 米ドル建のハイイールド債を主要投資対象とします。</p> <p>② 外国為替予約取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引等を活用します。</p> <p>2)投資態度</p> <p>① 原則として、純資産総額の4分の3以上を米ドル建のハイイールド債に投資します。</p> <p>② 原則として、投資する資産は米ドル建とします。</p> <p>③ 投資適格債に投資する場合がありますが、その投資割合は原則として純資産総額の20%以内とします。</p> <p>④ 各シェアクラスにおいて、米ドル建資産に対して原則として以下の為替取引または対円での為替ヘッジが行われます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">シェアクラス</th> <th style="text-align: center;">為替取引等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I5シェアクラス、米ドル</td> <td>米ドル建資産を保有します。</td> </tr> <tr> <td>I3シェアクラス、豪ドル</td> <td>米ドル建資産を原則として対豪ドルで為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>I4シェアクラス、ブラジルリアル</td> <td>米ドル建資産を原則として対ブラジルリアルで為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>I6シェアクラス、中国元</td> <td>米ドル建資産を原則として対中国元で為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>I7シェアクラス、南アフリカランド</td> <td>米ドル建資産を原則として対南アフリカランドで為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>I13シェアクラス、メキシコペソ</td> <td>米ドル建資産を原則として対メキシコペソで為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>I12シェアクラス、トルコリラ</td> <td>米ドル建資産を原則として対トルコリラで為替取引を行います。</td> </tr> <tr> <td>I9シェアクラス、円</td> <td>米ドル建資産を原則として対円での為替ヘッジを行います。</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> | シェアクラス  | 為替取引等      | I5シェアクラス、米ドル   | 米ドル建資産を保有します。 | I3シェアクラス、豪ドル  | 米ドル建資産を原則として対豪ドルで為替取引を行います。 | I4シェアクラス、ブラジルリアル | 米ドル建資産を原則として対ブラジルリアルで為替取引を行います。 | I6シェアクラス、中国元 | 米ドル建資産を原則として対中国元で為替取引を行います。 | I7シェアクラス、南アフリカランド | 米ドル建資産を原則として対南アフリカランドで為替取引を行います。 | I13シェアクラス、メキシコペソ | 米ドル建資産を原則として対メキシコペソで為替取引を行います。 | I12シェアクラス、トルコリラ | 米ドル建資産を原則として対トルコリラで為替取引を行います。 | I9シェアクラス、円 | 米ドル建資産を原則として対円での為替ヘッジを行います。 |
| シェアクラス  | 為替取引等  |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
| I5シェアクラス、米ドル  | 米ドル建資産を保有します。  |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
| I3シェアクラス、豪ドル  | 米ドル建資産を原則として対豪ドルで為替取引を行います。  |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
| I4シェアクラス、ブラジルリアル  | 米ドル建資産を原則として対ブラジルリアルで為替取引を行います。  |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
| I6シェアクラス、中国元  | 米ドル建資産を原則として対中国元で為替取引を行います。  |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
| I7シェアクラス、南アフリカランド   | 米ドル建資産を原則として対南アフリカランドで為替取引を行います。   |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
| I13シェアクラス、メキシコペソ  | 米ドル建資産を原則として対メキシコペソで為替取引を行います。   |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
| I12シェアクラス、トルコリラ   | 米ドル建資産を原則として対トルコリラで為替取引を行います。  |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
| I9シェアクラス、円  | 米ドル建資産を原則として対円での為替ヘッジを行います。  |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
| 主な投資制限  | <p>① 格付が付与されていない債券への投資割合は、原則として純資産総額の5%以内とします。</p> <p>② 同一発行体の発行する債券への投資割合は、原則として純資産総額の5%以内とします。ただし、米国国債等への投資割合は、原則として純資産総額の20%以内とします。</p>   |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
| 収益分配方針  | 原則として、毎月分配を行う方針です。   |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
| 設定日   | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド(I5シェアクラス、米ドル)<br/>ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド(I3シェアクラス、豪ドル)<br/>ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド(I4シェアクラス、ブラジルリアル)</td> <td style="text-align: center;">2009年11月6日</td> </tr> <tr> <td>ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド(I6シェアクラス、中国元)<br/>ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド(I7シェアクラス、南アフリカランド)<br/>ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド(I9シェアクラス、円)</td> <td style="text-align: center;">2010年4月28日</td> </tr> <tr> <td>ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド(I13シェアクラス、メキシコペソ)<br/>ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド(I12シェアクラス、トルコリラ)</td> <td style="text-align: center;">2013年10月11日</td> </tr> </tbody> </table>  | ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド(I5シェアクラス、米ドル)<br>ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド(I3シェアクラス、豪ドル)<br>ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド(I4シェアクラス、ブラジルリアル) | 2009年11月6日 | ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド(I6シェアクラス、中国元)<br>ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド(I7シェアクラス、南アフリカランド)<br>ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド(I9シェアクラス、円) | 2010年4月28日    | ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド(I13シェアクラス、メキシコペソ)<br>ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド(I12シェアクラス、トルコリラ) | 2013年10月11日                 |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
| ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド(I5シェアクラス、米ドル)<br>ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド(I3シェアクラス、豪ドル)<br>ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド(I4シェアクラス、ブラジルリアル) | 2009年11月6日   |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
| ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド(I6シェアクラス、中国元)<br>ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド(I7シェアクラス、南アフリカランド)<br>ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド(I9シェアクラス、円)  | 2010年4月28日   |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
| ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド(I13シェアクラス、メキシコペソ)<br>ストラクチュラ-米国ハイ・イールド・ボンド(I12シェアクラス、トルコリラ)                                     | 2013年10月11日  |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
| <主な関係法人>  |  |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
| 投資顧問会社  | アムンディ・ジャパン株式会社   |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
| 副投資顧問会社   | J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク  |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
| 管理会社  | アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー  |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
| 保管銀行・管理事務代行会社   | CACEIS・バンク・ルクセンブルク・エス・エー   |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
| <管理報酬等>   |  |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
| 信託報酬  | 純資産総額に対し年率0.73%  |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
| 信託財産留保額   | 0.1%   |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
| 申込手数料   | なし   |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |
| その他の費用  | ルクセンブルクの年次税(年率0.01%)の他、有価証券売買委託手数料等がかかります。   |   |            |  |               |   |                             |                  |                                 |              |                             |                   |                                  |                  |                                |                 |                               |            |                             |

\* 上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

◆ 資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

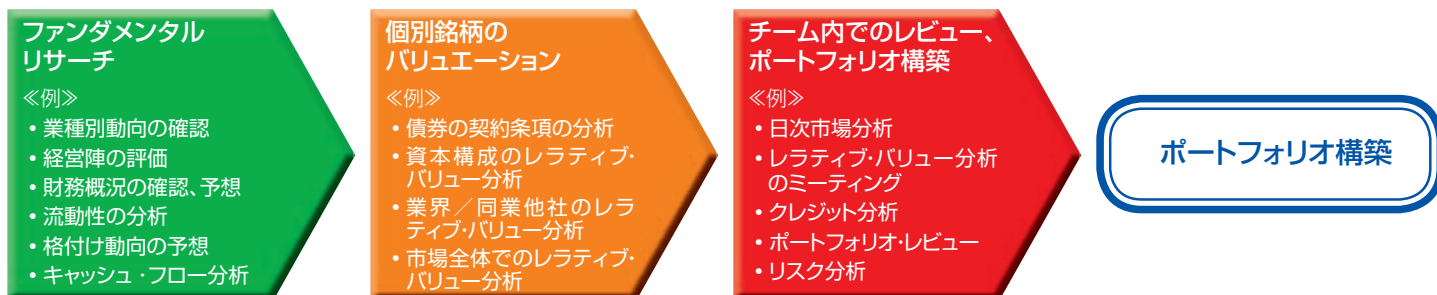
## －「ストラクチャラ-米国ハイ・イールド・ボンド」の運用の体制等について－

「ストラクチャラ-米国ハイ・イールド・ボンド」の債券の運用は副投資顧問会社であるJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク(JPMIM社)が行います。

### ■J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクについて

- JPMIM社は、1984年2月に米国において設立された運用会社であり、金融持株会社JP モルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下にある「JP モルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。
- JPMIM社の経験豊富な高利回り社債運用チームは、徹底的な調査・分析にもとづく銘柄選択により、良好な運用実績を有しています。

### ■運用プロセス



\*運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

### ■リスク管理

JPMIM社では、安定的な超過収益を確保するために、適正なリスク管理を行います。

- 信用リスクについては、格付機関による格付けに加えて、JPMIM社独自の信用調査による社内評価を活用することで、正確で迅速な投資判断を行うことにより管理します。
- 金利変動リスクについては、マクロ経済見通しに基づき、リスクの計測および管理を行います。
- 運用のプロセスに内在するリスクについては、リスク管理にかかる委員会および部署が、運用にかかる法令上の制限が遵守されていることを確認することにより、またはポートフォリオの状況をチェックすることにより管理します。

| 国内籍投資信託   |   |
|-----------|---|
| ファンド名     | CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)   |
| <運用の基本方針> |   |
| ファンドの形態   | 日本籍契約型投資信託(円建)  |
| ファンドの特色   | 主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。   |
| 投資方針      | 1)投資対象<br>本邦通貨表示の短期公社債を主要投資対象とします。<br>2)投資態度<br>①主として、本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。<br>②資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。 |
| 主な投資制限    | 外貨建資産への投資は行いません。  |
| 設定日       | 2007年11月7日  |
| <主な関係法人>  |   |
| 委託会社      | アムンディ・ジャパン株式会社  |
| 受託会社      | 株式会社りそな銀行   |
| <管理報酬等>   |   |
| 信託報酬      | 年率0.35%(税抜)以内   |
| 申込手数料     | なし  |

\*上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# 投資リスク

## ◎基準価額の変動要因

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として債券など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります)に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。各ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**各ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は、預貯金とは異なります。

### ① 価格変動リスク

各ファンドが主要投資対象とする外国籍投資信託は、主に米ドル建のハイイールド債(高利回り債／投機的格付債)を投資対象としています。債券の価格はその発行体の経営状況および財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が下落するリスクがあります。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。**当該債券の価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額も下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

### ② 為替変動リスク

■豪ドルコース、ブラジルリアルコース、中国元コース、南アフリカランドコース、メキシコペソコース、トルコリラコース

- 各ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、主に米ドル建資産に投資し、原則として米ドル売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、各ファンドは円に対する取引対象通貨の為替変動の影響を受け、**取引対象通貨の為替相場が円高方向に進んだ場合には、各ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**また、為替取引を行う際に米ドル建資産額と為替取引額を一致させることはできませんので、基準価額は円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。なお、**為替取引を行う際に取引対象通貨の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと取引対象通貨との金利差相当分の費用(為替取引によるコスト)がかかることにご留意ください。**
- 一部の取引対象通貨については、外国籍投資信託においてNDF取引<sup>※</sup>(ノン・デリバラブル・フォワード、直物為替先渡取引)を用いて為替取引を行います。**NDF取引による価格は需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から想定される為替取引の価格と大きく乖離し、当該金利差から想定される期待収益性と運用成果が大きく異なる場合があります。**

※ NDF取引とは、現物通貨の取引規制が厳しい通貨や為替市場が未成熟な通貨の為替取引を行う場合に、あらかじめ約定したNDFレートと満期時の直物為替レートとの差から計算される差金のみを米ドルまたはその他主要通貨で決済する相対取引です。

■米ドルコース

ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、主に米ドル建資産に投資し、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円に対する米ドルの為替変動の影響を大きく受けます。**円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

■円コース

ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、主に米ドル建資産に投資し、原則として対円での為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける可能性があります。なお、**為替ヘッジを行う際に円金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと円との金利差相当分の費用(為替ヘッジコスト)がかかることにご留意ください。**

### ③ 流動性リスク

各ファンドに対して短期間で大量の換金の申込があった場合には、各ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託において、組入有価証券の売却および為替取引の解消を行いますが、ハイイールド債および為替市場の特性から市場において十分な流動性が確保できない場合があり、その場合には市場実勢から想定される妥当性のある価格での組入有価証券の売却および為替取引の解消が出来ない場合、あるいは当該換金に十分対応する金額の組入有価証券の売却および為替取引の解消が出来ない場合があります。**この場合、各ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

### ④ 信用リスク

- 各ファンドが実質的に投資する債券の発行体や主要投資対象の外国籍投資信託が行う為替取引等の取引相手方等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化という事態は信用リスクの上昇を招くことがあり、その場合には実質的に投資する債券の価格の下落および為替取引等に障害が生じ、不測のコスト上昇等を招くことがあります。**この場合、各ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**
- 債券の発行体等および為替取引等の取引相手方が破産した場合は、投資資金の全部あるいは一部を回収できなくなることがあります。**その結果、各ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。**

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

## ◎その他の留意点

### 各ファンドの繰上償還

各ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## ◎リスクの管理体制

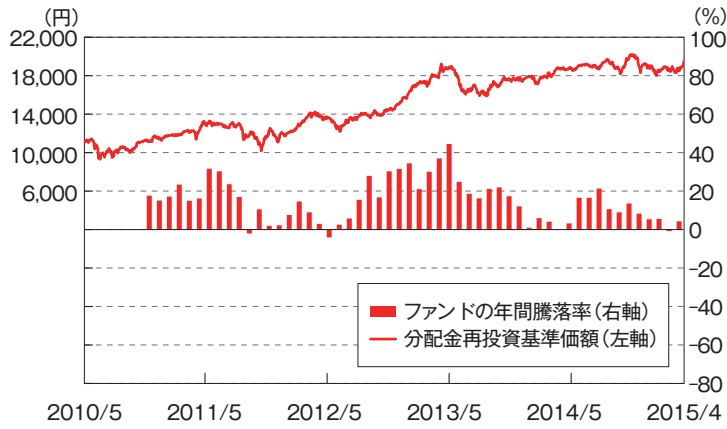
各ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

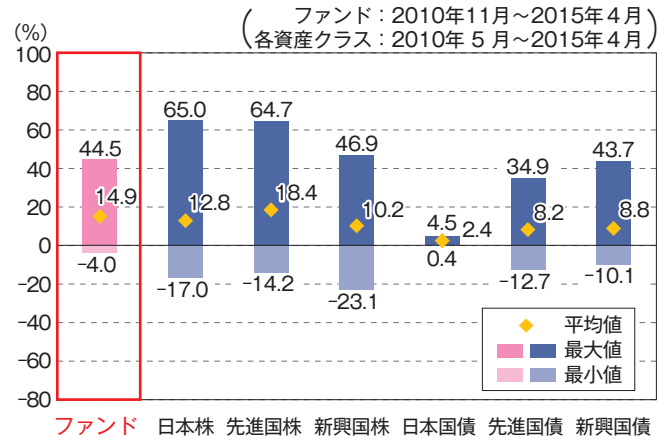
## (参考情報)

### ①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

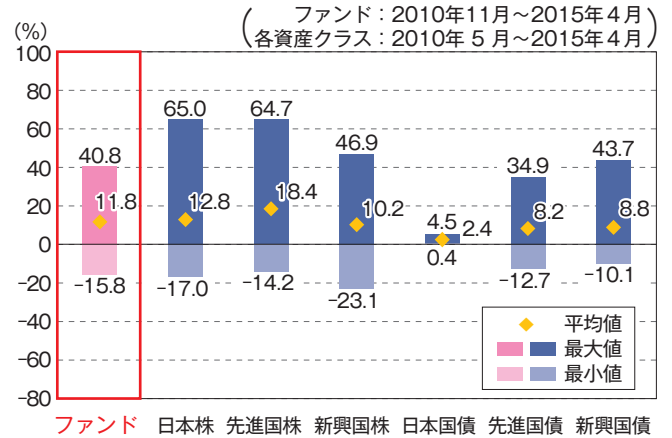
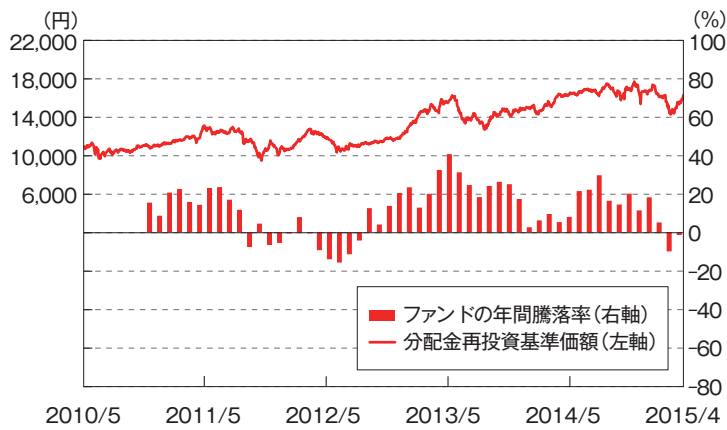
#### 【豪ドルコース】



### ②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



#### 【ブラジルリアルコース】



\*①の各グラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

\*②の各グラフは、ファンドについては2010年11月から2015年4月までの年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を表示したものです。他の代表的な資産クラスについては2010年5月から2015年4月までの5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。

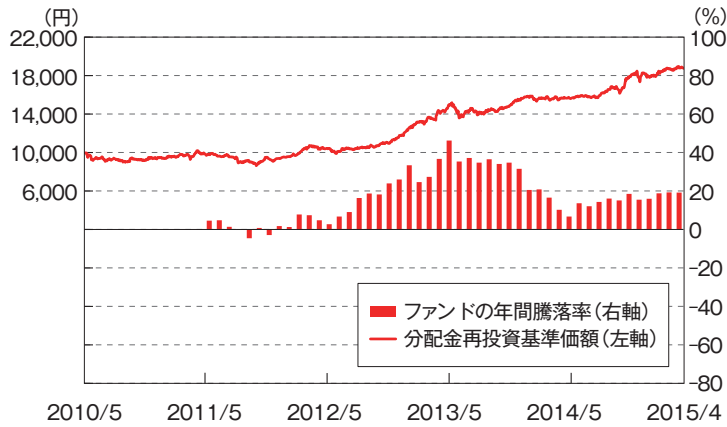
\*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

\*②の各グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

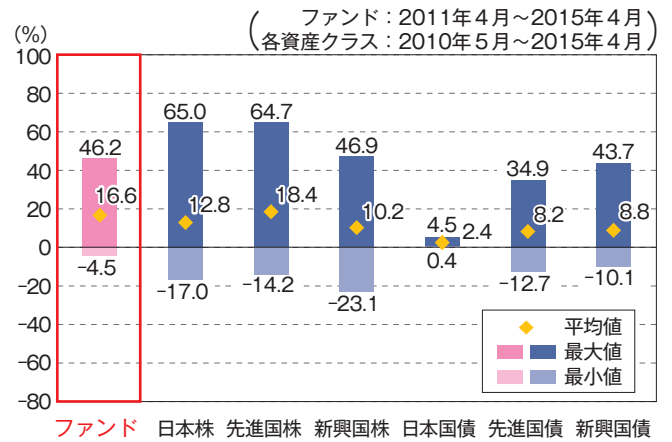
## (参考情報)

### ① ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

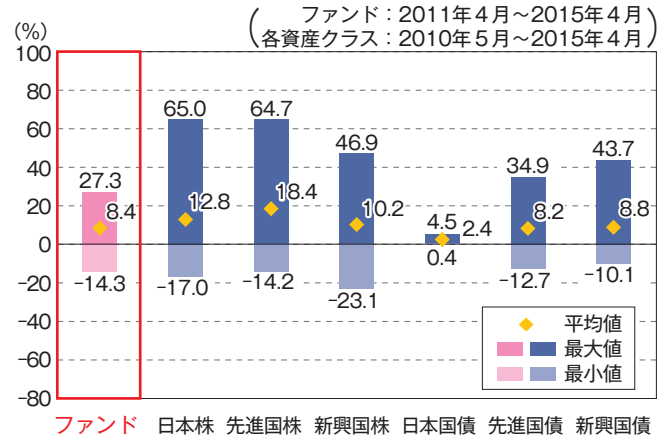
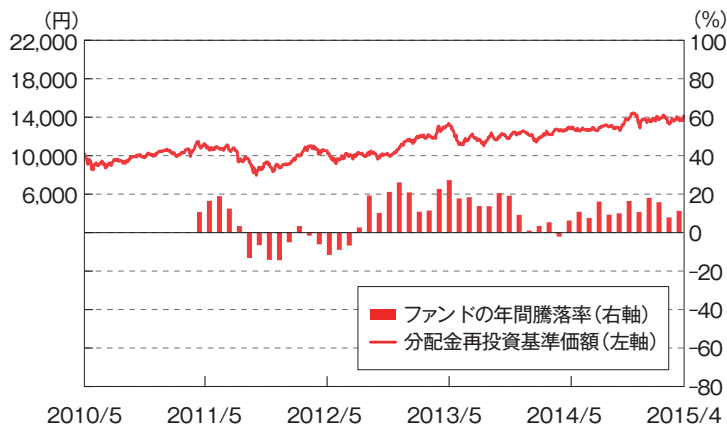
#### 【中国元コース】



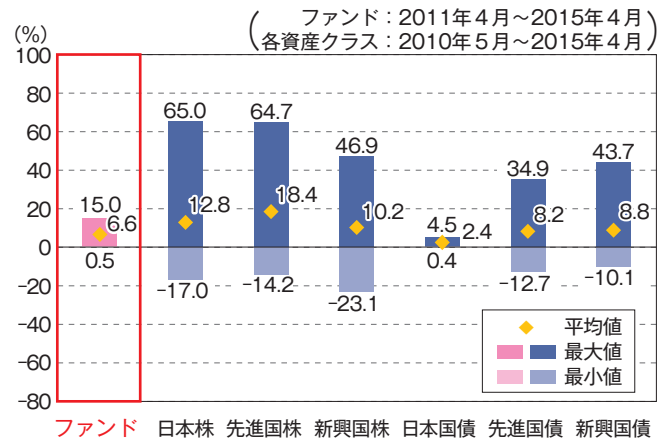
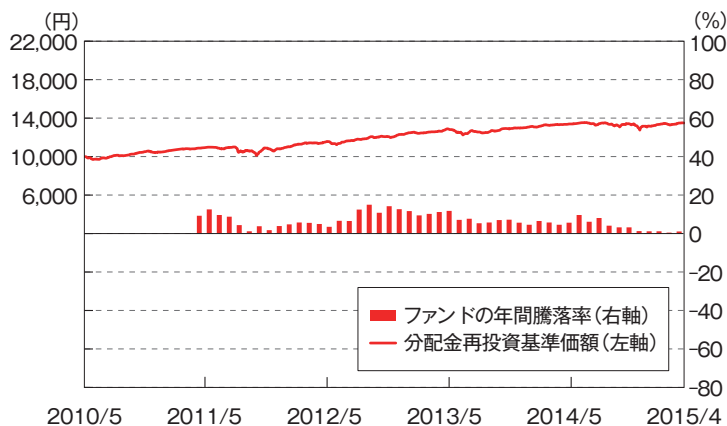
### ② ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



#### 【南アフリカランドコース】



#### 【円コース】



\*①の各グラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

\*②の各グラフは、ファンドについては2011年4月から2015年4月までの年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を表示したものです。他の代表的な資産クラスについては2010年5月から2015年4月までの5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。

\*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

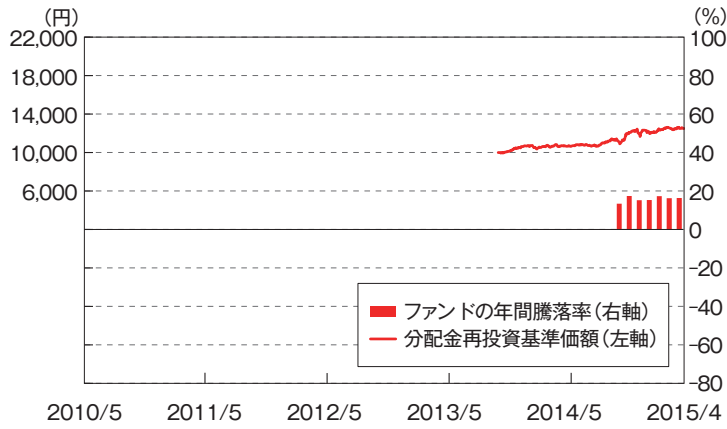
\*②の各グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。



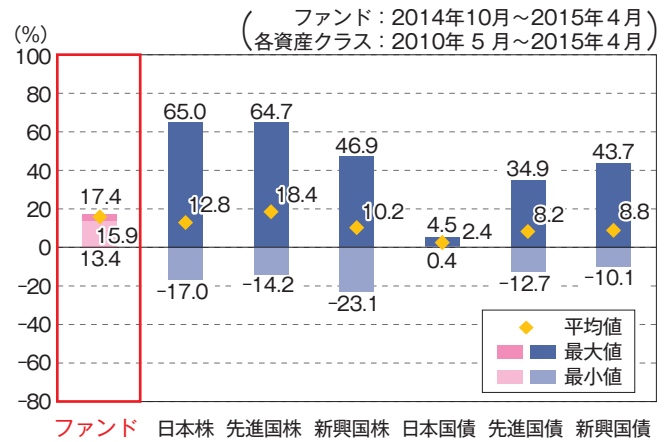
## (参考情報)

### ① ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

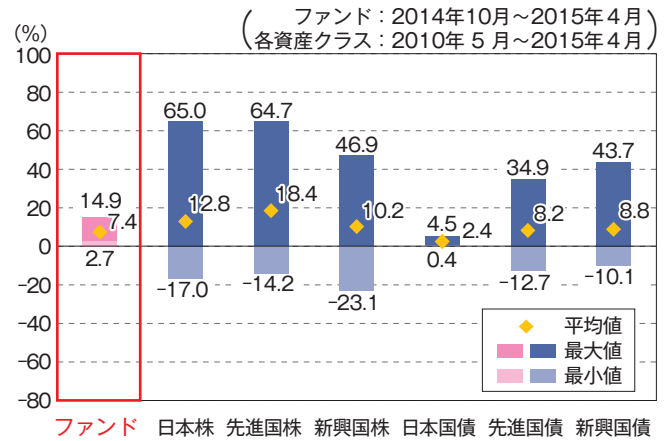
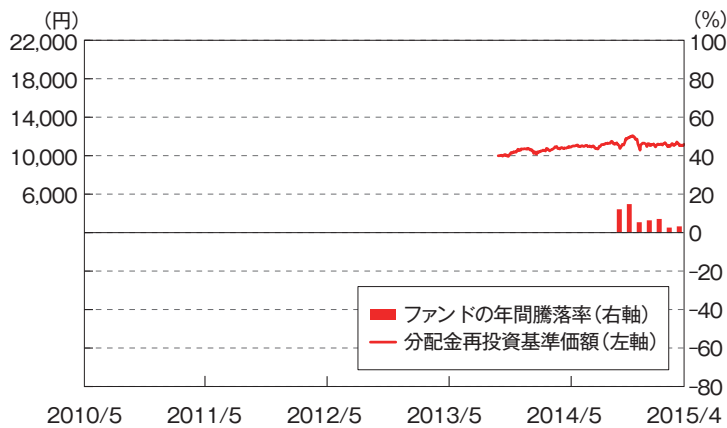
#### 【米ドルコース】



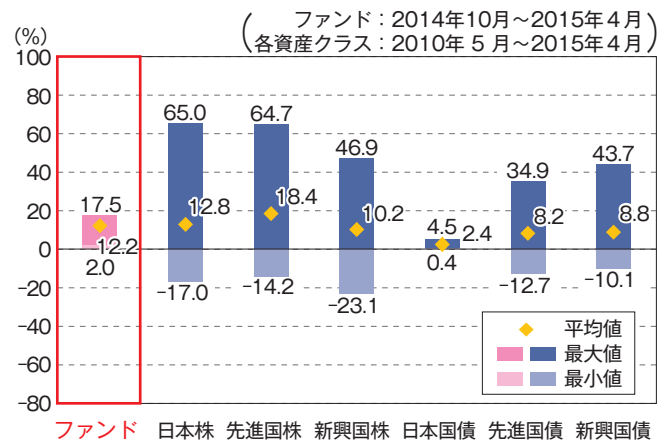
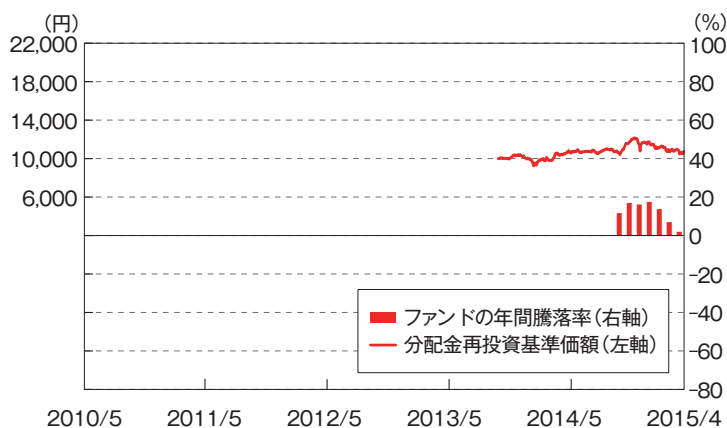
### ② ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



#### 【メキシコペソコース】



#### 【トルコリラコース】



\*①の各グラフは年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

\*②の各グラフは、ファンドについては2014年10月から2015年4月までの年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を表示したものです。他の代表的な資産クラスについては2010年5月から2015年4月までの5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。

\*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

\*②の各グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## (参考情報)

### ○各資産クラスの指数について

#### 日本株

#### 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

#### 先進国株

#### MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

#### 新興国株

#### MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

#### 日本国債

#### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村証券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属します。

#### 先進国債

#### シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有します。

#### 新興国債

#### JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

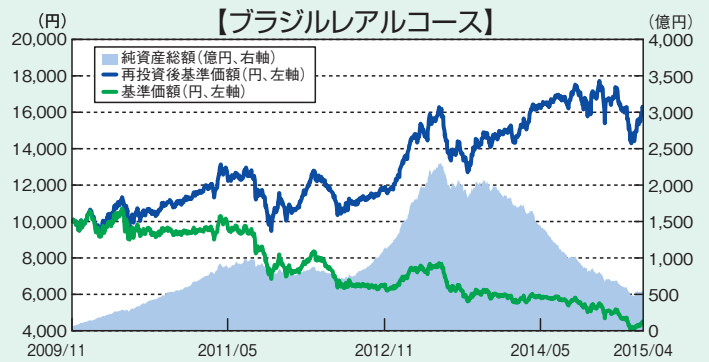
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

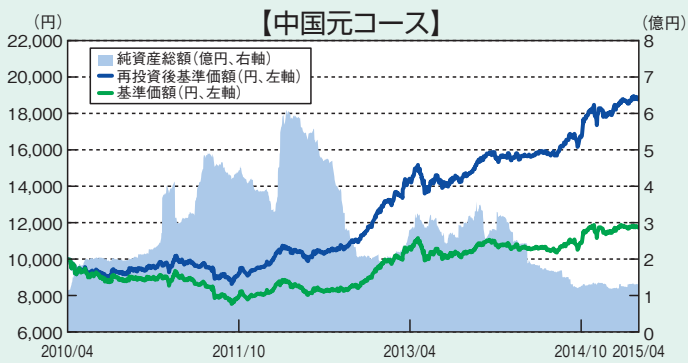
◎基準価額・純資産の推移



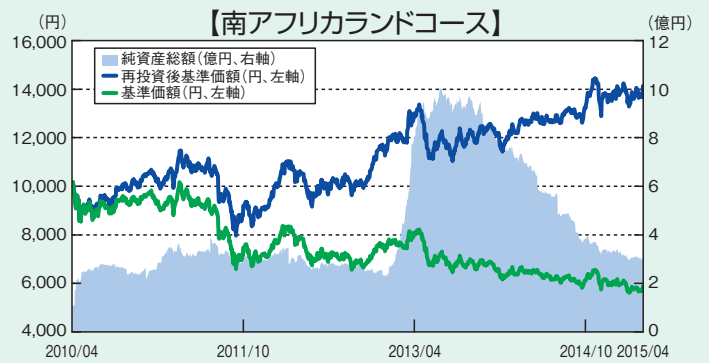
|      |        |       |         |
|------|--------|-------|---------|
| 基準価額 | 7,291円 | 純資産総額 | 442.3億円 |
|------|--------|-------|---------|



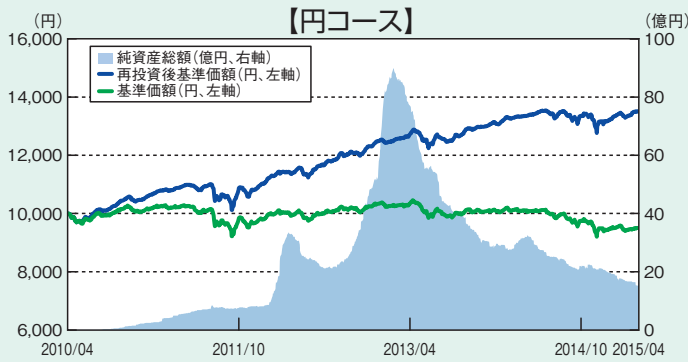
|      |        |       |         |
|------|--------|-------|---------|
| 基準価額 | 4,476円 | 純資産総額 | 502.5億円 |
|------|--------|-------|---------|



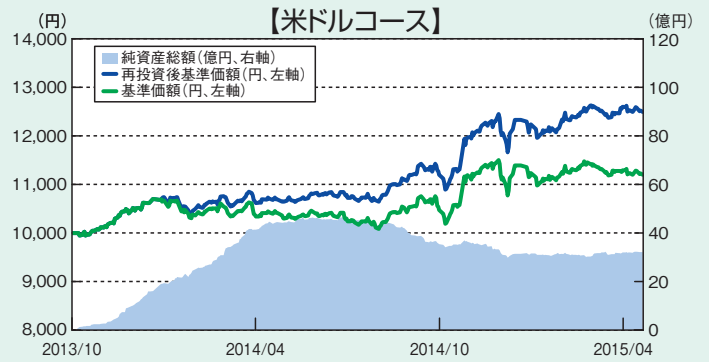
|      |         |       |       |
|------|---------|-------|-------|
| 基準価額 | 11,720円 | 純資産総額 | 1.3億円 |
|------|---------|-------|-------|



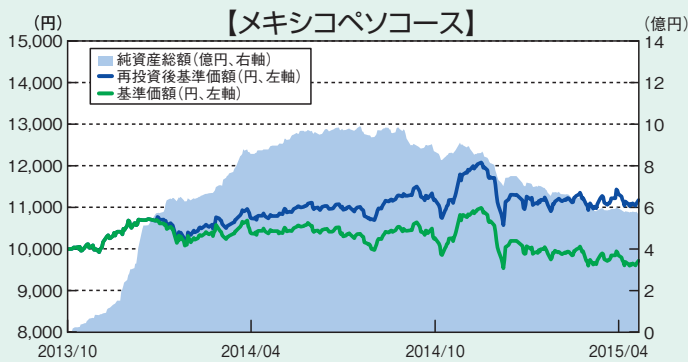
|      |        |       |       |
|------|--------|-------|-------|
| 基準価額 | 5,872円 | 純資産総額 | 3.1億円 |
|------|--------|-------|-------|



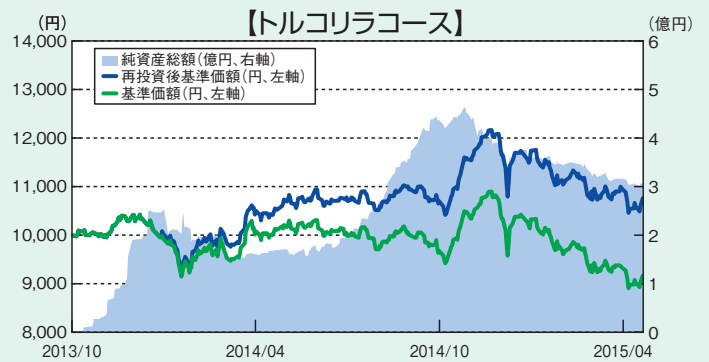
|      |        |       |        |
|------|--------|-------|--------|
| 基準価額 | 9,492円 | 純資産総額 | 15.2億円 |
|------|--------|-------|--------|



|      |         |       |        |
|------|---------|-------|--------|
| 基準価額 | 11,198円 | 純資産総額 | 32.2億円 |
|------|---------|-------|--------|



|      |        |       |       |
|------|--------|-------|-------|
| 基準価額 | 9,723円 | 純資産総額 | 5.7億円 |
|------|--------|-------|-------|



|      |        |       |       |
|------|--------|-------|-------|
| 基準価額 | 9,163円 | 純資産総額 | 3.1億円 |
|------|--------|-------|-------|

\*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。  
 \*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。\*グラフの目盛はファンドごとに異なる場合があります。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。  
 ※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

## ◎分配の推移

| 決算日              | 豪ドルコース | ブラジリアルコース | 決算日              | 中国元コース | 南アフリカランドコース | 円コース   |
|------------------|--------|-----------|------------------|--------|-------------|--------|
| 60期(2014年12月 8日) | 150円   | 120円      | 55期(2014年12月 8日) | 75円    | 110円        | 60円    |
| 61期(2015年 1月 8日) | 150円   | 120円      | 56期(2015年 1月 8日) | 75円    | 110円        | 60円    |
| 62期(2015年 2月 9日) | 150円   | 120円      | 57期(2015年 2月 9日) | 75円    | 110円        | 60円    |
| 63期(2015年 3月 9日) | 125円   | 100円      | 58期(2015年 3月 9日) | 90円    | 100円        | 60円    |
| 64期(2015年 4月 8日) | 125円   | 100円      | 59期(2015年 4月 8日) | 90円    | 100円        | 60円    |
| 直近1年間累計          | 1,750円 | 1,400円    | 直近1年間累計          | 930円   | 1,300円      | 720円   |
| 設定来累計            | 8,990円 | 9,120円    | 設定来累計            | 4,455円 | 6,470円      | 3,515円 |

| 決算日              | 米ドルコース | メキシコペソコース | トルコリラコース |
|------------------|--------|-----------|----------|
| 14期(2014年12月 8日) | 70円    | 90円       | 100円     |
| 15期(2015年 1月 8日) | 70円    | 90円       | 100円     |
| 16期(2015年 2月 9日) | 70円    | 90円       | 100円     |
| 17期(2015年 3月 9日) | 100円   | 90円       | 100円     |
| 18期(2015年 4月 8日) | 100円   | 90円       | 100円     |
| 直近1年間累計          | 900円   | 1,080円    | 1,200円   |
| 設定来累計            | 1,180円 | 1,440円    | 1,600円   |

\* 分配金は、1万口当たり・税引前です。  
\* 直近5期分を表示しています。

## ◎主要な資産の状況

### ストラクチャル-米国ハイ・イールド・ボンド

#### ◆組入上位10銘柄

| 銘柄                             | クーポン(%) | 償還日        | 格付  | 比率(%) |
|--------------------------------|---------|------------|-----|-------|
| 1 HCA Inc                      | 7.500   | 2022/2/15  | BB- | 2.42  |
| 2 ファースト・データ                    | 8.750   | 2022/1/15  | B-  | 1.71  |
| 3 Intelsat Jackson Holdings SA | 7.250   | 2020/10/15 | B+  | 1.64  |
| 4 Sprint Capital Corp          | 8.750   | 2032/3/15  | B+  | 1.64  |
| 5 スプリント                        | 7.875   | 2023/9/15  | B+  | 1.49  |
| 6 Caesars Entertainment        | 9.000   | 2020/2/15  | D   | 1.26  |
| 7 MGMリゾート・インターナショナル            | 7.750   | 2022/3/15  | BB  | 1.09  |
| 8 パリアントファーマシューティカals・インターナショナル | 7.500   | 2021/7/15  | B+  | 1.04  |
| 9 DISH DBS Corp                | 6.750   | 2021/6/1   | BB- | 1.02  |
| 10 Windstream Corp             | 7.750   | 2021/10/1  | BB  | 0.95  |
| 平均格付                           | CCC+    | 組入全銘柄数     | 327 |       |

#### ◆格付別比率

| 格付         | 比率(%) |
|------------|-------|
| BBB        | 0.74  |
| BBB-       | 2.51  |
| BB+        | 8.56  |
| BB         | 16.36 |
| BB-        | 15.31 |
| B+         | 15.61 |
| B          | 11.60 |
| B-         | 13.02 |
| CCC+       | 9.19  |
| CCC        | 3.29  |
| CCC-       | 0.66  |
| CC+以下及び無格付 | 3.15  |

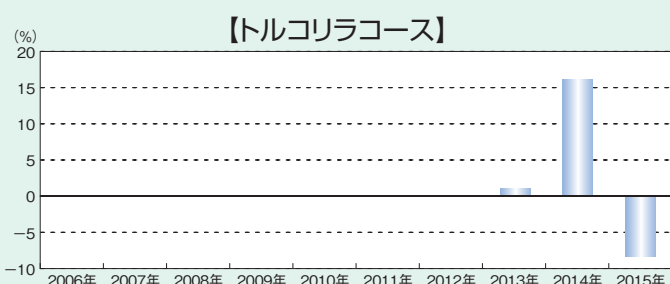
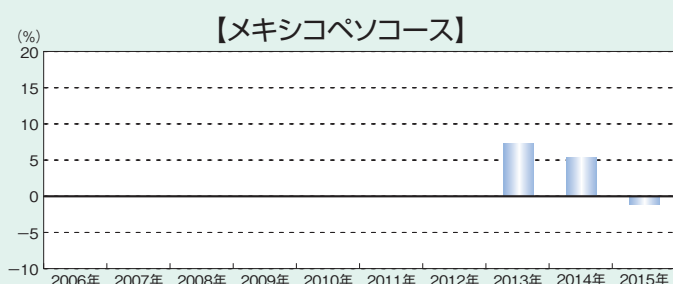
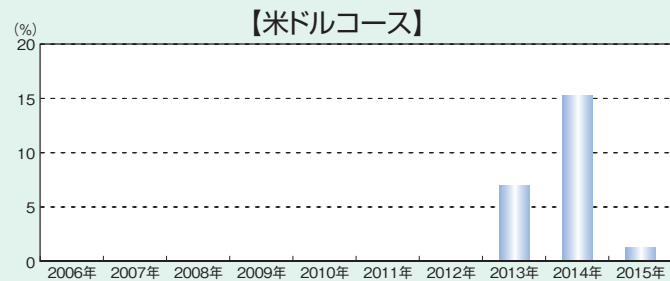
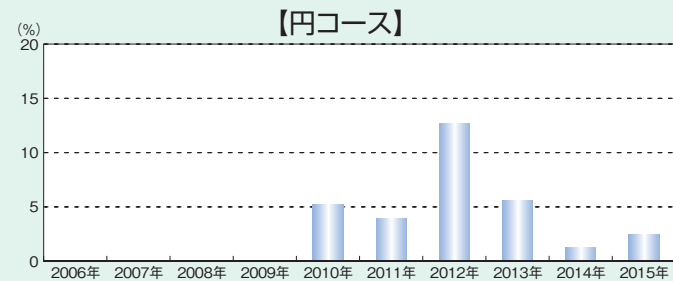
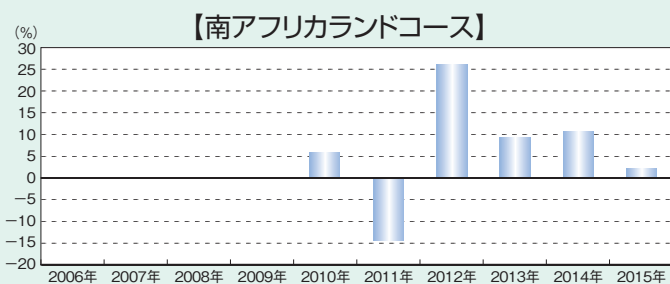
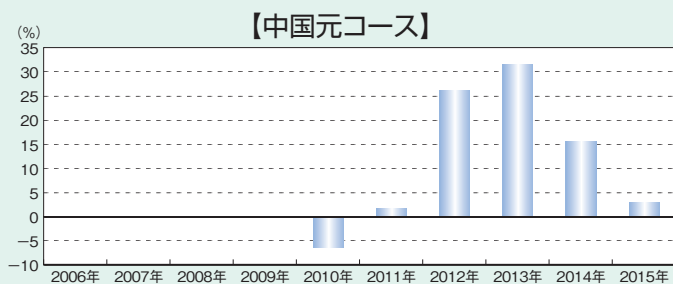
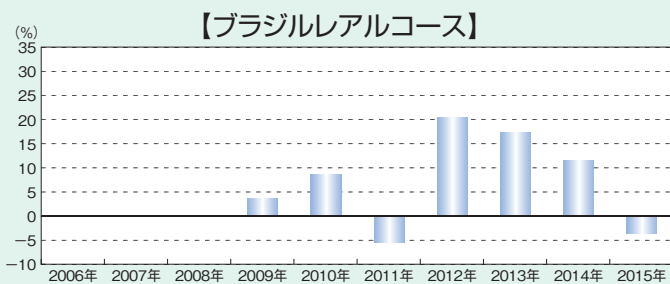
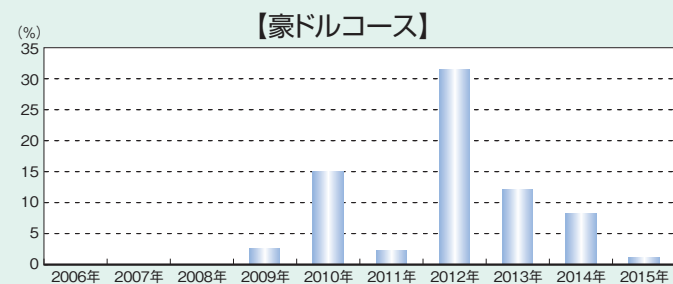
\* 格付はS&P、Moody'sおよびFitchの格付を基準に弊社が独自に分類したものです。

\* 平均格付とは、基準日時点でストラクチャル-米国ハイ・イールド・ボンドが保有している有価証券の信用格付を加重平均したものであり、ストラクチャル-米国ハイ・イールド・ボンドおよび各ファンドの信用格付ではありません。

\* 比率は、ストラクチャル-米国ハイ・イールド・ボンドの債券評価総額に対する割合です。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。  
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

## ◎年間収益率の推移



\*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

\*ファンドにはベンチマークはありません。\*グラフの目盛はファンドごとに異なる場合があります。

\*【豪ドルコース】、【ブラジルリアルコース】 2009年は設定日(11月6日)から年末まで、2015年は年初から4月30日までの騰落率を表示しています。

\*【中国元コース】、【南アフリカランドコース】、【円コース】 2010年は設定日(4月28日)から年末まで、2015年は年初から4月30日までの騰落率を表示しています。

\*【米ドルコース】、【メキシコペソコース】、【トルコリラコース】 2013年は設定日(10月11日)から年末まで、2015年は年初から4月30日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

## 追加的記載事項

### ■ファンド名称について

正式名称のほかに、略称等で記載する場合があります。

| 正式名称                                  | 略称          |
|---------------------------------------|-------------|
| アムンディ・リそな米国ハイ・イールド債券ファンド(米ドルコース)      | 米ドルコース      |
| アムンディ・リそな米国ハイ・イールド債券ファンド(豪ドルコース)      | 豪ドルコース      |
| アムンディ・リそな米国ハイ・イールド債券ファンド(ブラジルリアルコース)  | ブラジルリアルコース  |
| アムンディ・リそな米国ハイ・イールド債券ファンド(中国元コース)      | 中国元コース      |
| アムンディ・リそな米国ハイ・イールド債券ファンド(南アフリカランドコース) | 南アフリカランドコース |
| アムンディ・リそな米国ハイ・イールド債券ファンド(メキシコペソコース)   | メキシコペソコース   |
| アムンディ・リそな米国ハイ・イールド債券ファンド(トルコリラコース)    | トルコリラコース    |
| アムンディ・リそな米国ハイ・イールド債券ファンド(円コース)        | 円コース        |

以上を総称して「アムンディ・リそな米国ハイ・イールド債券ファンド」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。

## 手続・手数料等

### ◎お申込みメモ

|                    |  |
|--------------------|--|
| 購入単位               | 1円または1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。<br>詳しくは販売会社にお問合せください。   |
| 購入価額               | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。   |
| 購入代金               | 販売会社が定める期日までにお支払いください。   |
| 換金単位               | 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。  |
| 換金価額               | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。   |
| 換金代金               | 換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。   |
| 購入・換金申込受付不可日       | ファンドの休業日(ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合)には、受け付けません。   |
| 申込締切時間             | 原則として毎営業日の午後3時*までに購入・換金のお申込みができます。<br>販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。   |
| 購入の申込期間            | 平成27年1月9日から平成28年1月8日までとします。<br>申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。   |
| 換金制限               | 委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。   |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消することができます。                                |
| 信託期間               | 平成31年11月7日までとします。<br>設定日:【豪ドルコース、ブラジルリアルコース】 平成21年11月 6日<br>【中国元コース、南アフリカランドコース、円コース】 平成22年 4月28日<br>【米ドルコース、メキシコペソコース、トルコリラコース】 平成25年10月11日 |
| 繰上償還               | 委託会社は、各ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。                     |
| 決算日                | 年12回決算、原則毎月8日です。休業日の場合は翌営業日とします。   |
| 収益分配               | 年12回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。<br>販売会社によっては分配金の再投資が可能です。  |
| 信託金の限度額            | 各ファンドについて、5,000億円です。   |
| 公 告                | 日本経済新聞に掲載します。  |
| 運用報告書              | 毎年4月、10月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けします。  |
| 課 税 関 係            | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。<br>配当控除および益金不算入制度は適用されません。   |
| スイッチング             | 販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行う場合があります。スイッチングの際には、購入時および換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。  |

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

# ◎ファンドの費用・税金

## ファンドの費用

### <投資者が直接的に負担する費用>

|         |   |  |
|---------|---|--|
| 購入時手数料  | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。詳しくは販売会社にお問合せください。 |  |
|         | 料率上限(本書作成日現在)   | 役務の内容  |
|         | <b>3.78%(税抜3.5%)</b>  | 商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.1%</b> を乗じて得た金額とします。                    |  |

### <投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

| 運用管理費用<br>(信託報酬)                    | 各ファンド   | 信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し <b>年率0.9504%(税抜0.88%)</b> を乗じて得た金額とし、各ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。<br>[信託報酬の配分] (年率) |  |   |   |                                  |             |       |  |  |  |     |      |      |      |  |       |   |   |                                  |            |  |           |           |           |                      |  |           |           |                        |  |           |           |                          |  |           |           |                          |  |           |           |             |  |           |           |
|-------------------------------------|---|--|--|---|---|----------------------------------|-------------|-------|--|--|--|-----|------|------|------|--|-------|---|---|----------------------------------|------------|--|-----------|-----------|-----------|----------------------|--|-----------|-----------|------------------------|--|-----------|-----------|--------------------------|--|-----------|-----------|--------------------------|--|-----------|-----------|-------------|--|-----------|-----------|
|                                     |   |  | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">各ファンドの純資産総額</th> <th colspan="4">信託報酬率</th> </tr> <tr> <th>支払先</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>役務の内容</td> <td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> <tr> <td>300億円以下の部分</td> <td></td> <td>0.35%(税抜)</td> <td>0.50%(税抜)</td> <td rowspan="6">0.03%(税抜)</td> </tr> <tr> <td>300億円超<br/>500億円以下の部分</td> <td></td> <td>0.22%(税抜)</td> <td>0.63%(税抜)</td> </tr> <tr> <td>500億円超<br/>1,000億円以下の部分</td> <td></td> <td>0.20%(税抜)</td> <td>0.65%(税抜)</td> </tr> <tr> <td>1,000億円超<br/>1,500億円以下の部分</td> <td></td> <td>0.19%(税抜)</td> <td>0.66%(税抜)</td> </tr> <tr> <td>1,500億円超<br/>2,000億円以下の部分</td> <td></td> <td>0.16%(税抜)</td> <td>0.69%(税抜)</td> </tr> <tr> <td>2,000億円超の部分</td> <td></td> <td>0.11%(税抜)</td> <td>0.74%(税抜)</td> </tr> </tbody> </table> |   |   |                                  | 各ファンドの純資産総額 | 信託報酬率 |  |  |  | 支払先 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |  | 役務の内容 | ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 | 300億円以下の部分 |  | 0.35%(税抜) | 0.50%(税抜) | 0.03%(税抜) | 300億円超<br>500億円以下の部分 |  | 0.22%(税抜) | 0.63%(税抜) | 500億円超<br>1,000億円以下の部分 |  | 0.20%(税抜) | 0.65%(税抜) | 1,000億円超<br>1,500億円以下の部分 |  | 0.19%(税抜) | 0.66%(税抜) | 1,500億円超<br>2,000億円以下の部分 |  | 0.16%(税抜) | 0.69%(税抜) | 2,000億円超の部分 |  | 0.11%(税抜) | 0.74%(税抜) |
|                                     |   | 各ファンドの純資産総額  | 信託報酬率  |   |   |                                  |             |       |  |  |  |     |      |      |      |  |       |   |   |                                  |            |  |           |           |           |                      |  |           |           |                        |  |           |           |                          |  |           |           |                          |  |           |           |             |  |           |           |
|                                     |   |  | 支払先  | 委託会社  | 販売会社  | 受託会社                             |             |       |  |  |  |     |      |      |      |  |       |   |   |                                  |            |  |           |           |           |                      |  |           |           |                        |  |           |           |                          |  |           |           |                          |  |           |           |             |  |           |           |
|                                     |   |  | 役務の内容  | ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |             |       |  |  |  |     |      |      |      |  |       |   |   |                                  |            |  |           |           |           |                      |  |           |           |                        |  |           |           |                          |  |           |           |                          |  |           |           |             |  |           |           |
|                                     |   | 300億円以下の部分   |  | 0.35%(税抜)                                     | 0.50%(税抜)                                       | 0.03%(税抜)                        |             |       |  |  |  |     |      |      |      |  |       |   |   |                                  |            |  |           |           |           |                      |  |           |           |                        |  |           |           |                          |  |           |           |                          |  |           |           |             |  |           |           |
|                                     |   | 300億円超<br>500億円以下の部分   |  | 0.22%(税抜)                                     | 0.63%(税抜)                                       |                                  |             |       |  |  |  |     |      |      |      |  |       |   |   |                                  |            |  |           |           |           |                      |  |           |           |                        |  |           |           |                          |  |           |           |                          |  |           |           |             |  |           |           |
|                                     | 500億円超<br>1,000億円以下の部分  |  | 0.20%(税抜)  | 0.65%(税抜)                                     |   |                                  |             |       |  |  |  |     |      |      |      |  |       |   |   |                                  |            |  |           |           |           |                      |  |           |           |                        |  |           |           |                          |  |           |           |                          |  |           |           |             |  |           |           |
|                                     | 1,000億円超<br>1,500億円以下の部分  |  | 0.19%(税抜)  | 0.66%(税抜)                                     |   |                                  |             |       |  |  |  |     |      |      |      |  |       |   |   |                                  |            |  |           |           |           |                      |  |           |           |                        |  |           |           |                          |  |           |           |                          |  |           |           |             |  |           |           |
|                                     | 1,500億円超<br>2,000億円以下の部分  |  | 0.16%(税抜)  | 0.69%(税抜)                                     |   |                                  |             |       |  |  |  |     |      |      |      |  |       |   |   |                                  |            |  |           |           |           |                      |  |           |           |                        |  |           |           |                          |  |           |           |                          |  |           |           |             |  |           |           |
| 2,000億円超の部分                         |   | 0.11%(税抜)  | 0.74%(税抜)  |   |   |                                  |             |       |  |  |  |     |      |      |      |  |       |   |   |                                  |            |  |           |           |           |                      |  |           |           |                        |  |           |           |                          |  |           |           |                          |  |           |           |             |  |           |           |
| 信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。 |   |  |  |   |   |                                  |             |       |  |  |  |     |      |      |      |  |       |   |   |                                  |            |  |           |           |           |                      |  |           |           |                        |  |           |           |                          |  |           |           |                          |  |           |           |             |  |           |           |
| 投資対象とする<br>投資信託証券                   |   |  | 料率   | 役務の内容   |   |                                  |             |       |  |  |  |     |      |      |      |  |       |   |   |                                  |            |  |           |           |           |                      |  |           |           |                        |  |           |           |                          |  |           |           |                          |  |           |           |             |  |           |           |
|                                     |   | ストラクチャル-米国ハイ・イールド・ボンド  | 0.73%  | 信託財産の運用・管理等の対価                                |   |                                  |             |       |  |  |  |     |      |      |      |  |       |   |   |                                  |            |  |           |           |           |                      |  |           |           |                        |  |           |           |                          |  |           |           |                          |  |           |           |             |  |           |           |
|                                     |   | CAマネーパブルファンド(適格機関投資家専用)  | 0.378%<br>(税抜0.35%)以内  |   |   |                                  |             |       |  |  |  |     |      |      |      |  |       |   |   |                                  |            |  |           |           |           |                      |  |           |           |                        |  |           |           |                          |  |           |           |                          |  |           |           |             |  |           |           |
| 実質的な負担の上限                           | 純資産総額に対して <b>年率1.6804%*(税込)</b><br>※各ファンドの信託報酬年率0.9504%(税込)に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年率0.73%)を加算しております。各ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。  |  |  |   |   |                                  |             |       |  |  |  |     |      |      |      |  |       |   |   |                                  |            |  |           |           |           |                      |  |           |           |                        |  |           |           |                          |  |           |           |                          |  |           |           |             |  |           |           |
| ◆上記の運用管理費用(信託報酬)は、本書作成日現在のものです。     |   |  |  |   |   |                                  |             |       |  |  |  |     |      |      |      |  |       |   |   |                                  |            |  |           |           |           |                      |  |           |           |                        |  |           |           |                          |  |           |           |                          |  |           |           |             |  |           |           |
| その他の費用・手数料                          | その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用</li> <li>・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用等を含みます。)</li> <li>・信託財産に関する租税 等</li> </ul> ※その他、組入投資信託証券においては、ルクセンブルクの年次税(年率0.01%)などの諸費用がかかります。 |  |  |   |   |                                  |             |       |  |  |  |     |      |      |      |  |       |   |   |                                  |            |  |           |           |           |                      |  |           |           |                        |  |           |           |                          |  |           |           |                          |  |           |           |             |  |           |           |
|                                     | <b>※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことはできません。</b>  |  |  |   |   |                                  |             |       |  |  |  |     |      |      |      |  |       |   |   |                                  |            |  |           |           |           |                      |  |           |           |                        |  |           |           |                          |  |           |           |                          |  |           |           |             |  |           |           |

◆各ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。



## 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期            | 項目        | 税金  |
|---------------|-----------|---|
| 分配時           | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

- ◆少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円(平成28年1月1日以降、年間120万円)の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ◆平成28年4月1日より、未成年者口座内の少額上場株式等にかかる配当所得および譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)が開始され、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる予定です。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆上記は平成27年4月末現在の内容に基づいて記載しています。
- ◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

本書面は、購入時に必ずご確認ください。

## 通貨選択型投資信託の取引に関する確認書

株式会社 埼玉りそな銀行 御中

私(当社)は、本商品について十分な説明を受け、元本の安全性の低い商品であるとともに、投資対象資産の価格変動リスクに加えて複雑な為替変動リスクを有する、特にリスクの高い商品であることを理解しました。

また、私(当社)は下記を踏まえ、私(当社)の判断と責任において本商品の契約を締結することをここに確認します。

### 記

私(当社)は、本商品について、特に次に掲げる事項について、目論見書等により十分な説明を受け、理解しました。

- ①投資対象資産が値下がりした場合は、基準価額の下落要因となること。
- ②「選択した通貨」(コース)の短期金利が、投資信託の「投資対象資産の通貨」の短期金利よりも低くなった場合は、その金利差による「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が発生すること。  
※「選択した通貨」と「投資対象資産の通貨」が同一の場合には、金利差の影響はなく「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」は発生しません。
- ③「選択した通貨」の円に対する為替変動の影響により、「選択した通貨」の対円レートが下落(円高)した場合は、為替差損が発生すること。  
※「選択した通貨」が円の場合には為替変動の影響はなく、為替差損は発生しません。

(注)上記①～③の事項が同時に生じることにより、損失が拡大する可能性もあります。

以上